

市町村名	久米南町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
産業振興課	無	○	○	○			随時	未定		○	○	○	○	○	○	○

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
産業振興課	釣田 明幹	086-728-2134

## 2 移住専門相談員の有無

有  無 

名称	氏名	連絡先
主な業務		

## 3 お試し住宅の有無

有  無 

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

## 4 市町村主催の体験ツアーアー

## 【ツアーアーの概要】

## ①移住体験ツアーアー

日程：随時

参加者：1回1組ごと（数名程度）

内容：移住検討者の要望に応じ町内案内や空き家物件案内のはか先輩移住者との座談会や農作業体験、地域のワークショップなどイベント参加も可能なオーダーメイドツアープランを作成し、個別の案内を行う。

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	創業支援事業補助金	創業を通じて地域経済の振興に寄与することを目的とし、商工団体等の助言、指導その他の支援を受けながら、町内で創業（第二創業を含む。）を行う者に対し、その経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付するもの。 ○対象経費（詳細は事前に確認してください） (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 (2) 事業所等開設に係る経費（内外装工事費、賃借料等（不動産の取得に要する費用は除く。）） (3) 設備費 (4) マーケティング調査費 (5) 広報費 (6) 専門家受入れに係る経費	補助対象経費の4割（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限100万円）。
就農	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者を支援するため、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ○対象者 ①将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ②年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ③過去に就業奨励金（岡山県就農奨励金を含む。）の支給を受けたことがないもの。	奨励金（10万円）を支給する。
	就農促進トータルサポート事業助成金	農業実務研修終了後1年内に町内に就農した新規就農者又は、その他対象研修制度の研修生であって町内に就農することが確実と見込まれるものに対して、農地の賃料や施設の修繕費用等を、1年に限り助成する。	【農地確保応援事業助成金】 次の費用合計額（上限10a当たり10万円）の5割 ①農地の賃料 ②土づくりに要する資材代 【空き家等借入応援事業助成金】 空き家等の賃借料（上限年額72万円）の5割 【農業施設等整備支援事業助成金】 中古農業機械や施設等の修繕費用（上限90万円）の5割
	農地流動化推進事業	農用地の流動化による経営規模の拡大と低コストの農業経営を推進するとともに、荒廃地を防止するために、利用権設定を受けた者に対し、契約の初年度のみ補助金を交付する。 ○対象者 次のいずれの条件にも該当する者。 ①町内に住所を有する者。 ②町内の農地の契約であること。 ③農家経営における農地面積が、権利設定後50a以上を耕作している者。 ④米穀の需給調整の目標に沿って生産していること。 ⑤借りた農地を保全管理（休耕）していない者。 ※ただし、いつでも耕作できる状態に維持管理している者は除く	賃貸借契約の場合 【認定農業者及びこれに準ずる農業者】 契約年数3年以上6年未満の者：10,000円/10a 契約年数6年以上の者：14,000円/10a 【上記以外の農業者で、人・農地プランにおける中心経営体に位置づけられる者】 契約年数3年以上6年未満の者：8,000円/10a 契約年数6年以上の者：12,000円/10a ※使用賃借契約の場合は補助額が上記の1/3以内
住宅	分譲宅地購入助成金	町分譲宅地への定住促進のため、分譲宅地を購入した者に対し助成金を交付。	50万円を助成。
	早期定住促進助成金	町分譲宅地への定住促進のため、下記の要件を全て満たす者に予算の範囲内で助成金を交付。 ○対象者 ①分譲宅地の引渡し3年内に自ら居住する住宅を建築すること ②住民基本台帳に記録されていること	分譲価格の1割を助成。

住宅	木で家づくり推進事業補助金	県産材の利用促進と町への定住人口増加のため町内に住宅を建築する者へ補助金を交付。 ○対象者 ①町内に自ら居住するために新築される一戸建て住宅を取得する者 ②町が分譲する土地に建設する場合は加算する	25万円助成。町分譲地の場合はさらに25万円を加算して助成。
	空き家流動化促進事業補助金	町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、下記の補助対象経費にかかる費用の一部を補助する。 ○購入費補助金 空き家を購入した入居者を対象に、購入費用の一部を補助する ○改修費補助金 空き家を購入又は賃貸借等で使用する入居者か、賃貸借等で使用させる所有者に対象費用の一部を補助する 補助対象経費 ・転体、屋根、外壁等建物本体 ・風風呂、トイレ、キッチン等住宅設備 ・調理器具、照明器具等の建物と一体となるもの ・下水道接続費用ほか ○片付け補助金 空き家バンク制度の利用増加を目的として、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する費用等の一部を補助する 対象者及び要件 ・空き家の所有者であること ・町空き家バンクに2年以上空き家情報を提供すること 対象経費 ・空き家に残存する家財道具等の処分に手数料 ・代行業者が家財の処分や清掃を行う場合の委託料	【購入費補助】(1,000円未満切り捨て) 空き家購入費用の4割(上限20万円)  【改修】 空き家改修費用の4割(上限50万円) 入居者が以下の若者要件のいずれかに該当する場合は、上限額を100万円とする。 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること なお、2親等以内の所有する住宅へ上記要件を満たす者が新たに入居する場合は上限20万円とする。  【片付け補助金】 対象経費の4割(上限10万円)
	民間賃貸住宅家賃助成金	豊かで明るく活力に満ちた地域社会をつくるため、町内の民間賃貸住宅に居住する者に家賃の一部を助成。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること	月額家賃(住宅手当等を差し引く)の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし15,000円を限度とする。支給期間6ヶ月を限度。 なお、月額家賃は、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃料と認められないものを除く。
	若者住宅補助金	若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築する者に対し、これに要する費用の一部を補助。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること	新築 50万円
子育て	子ども医療費	18歳までの医療費の自己負担分を町が給付します。 ○対象者 18歳までの子ども(18歳になった年度の3月31日まで) ただし、本人が社会保険等を持ったり、結婚をした場合は対象から除かれます。	保険給付の対象となる医療費の自己負担分を現物給付(「子ども医療費受給資格者証」を医療機関の窓口で提示)
	すこやかエンゼル祝金(出生祝金)	子どもの出生にあたり、定住の意思を持ち、1年以上町内に居住する方に、祝金を交付	支給額 第1子:3万円 第2子:5万円 第3子以降:10万円
	カッピーチ子育て支援金(入学・卒業時の子育て支援金)	小中学校へ入学する場合、中学校を卒業する場合(一部条件あり)に支援金を支給します。	支給額 小学校入学:3万円 中学校入学:5万円 中学校卒業:7万円
その他	おかやま縁むすびネット入会登録料助成制度(結婚支援)	町内の20歳以上の独身男女が、おかやま縁むすびネットの会員登録を行う場合、登録料の全額を助成します。	助成額 1万円(2年間)
	アレルギー除去	入園(入学)前申請要	保育園:完全除去対応 小中学校:特定原材料7品目完全除去対応
	移住支援金	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)からの移住者で、就業、起業及びテレワークで仕事を行う移住者の内で条件を満たす場合に移住支援金を交付する	一世帯 100万円 ただし単身者の場合60万円